

# 池田町立池田中学校に係る部活動の方針

〈概要版〉  
池田町教育委員会

## 方針策定の趣旨等

- 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することが必要。
- 学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が部活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒が多様な学びや経験をする場として、教育的意義が高い。
- 部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や練習時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長への配慮が必要。  
また、教員が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行われることが大切。
- このため、池田町教育委員会では、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、「北海道の部活動の在り方に関する方針」を参考として、「池田町立池田中学校に係る部活動の方針」を策定し、平成31年4月1日から施行。

## 方針（案）の主な内容

### 1 適切な運営のための体制整備

#### (1) 部活動の方針の策定等

- 校長は、学校教育目標等を踏まえ、「学校の部活動に係る活動方針」を策定するとともに、校内に部活動に係る相談・要望の窓口を設置。
- 校長は、「活動方針」等を公表するとともに、部活動顧問に対し、年間及び毎月の活動計画並びに活動日時・場所、休養日等の作成・提出を求める。
- 部活動顧問は、年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等の資料を配布するなどして、「活動方針」とあわせて、保護者・生徒の理解を得る。

#### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教員の配置状況を踏まえ、円滑に部活動が実施できるよう適正な数の部を設置。
- 校長は、部活動顧問の決定に当たり、部活動ごとに複数の顧問の配置などを十分考慮。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

### (1) 運動部活動の適切な指導の実施

### (2) 文化部活動の適切な指導の実施

- 校長及び部活動顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底。
- 校長は、部活動顧問に対し、次のことを指導・徹底。
  - ・スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること。
  - ・生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。

## 3 適切な休養日等の設定

- 成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、次のことを基準。
  - ・学期中は、毎週1日以上休養日を設けるとともに、月に1日以上は土曜日、日曜日又は祝日に休養日を設けること。
  - ・長期休業期間中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。
    - また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設定すること。
  - ・1日の活動時間は、長くとも平日で2時間から3時間程度、土曜日、日曜日、祝日及び長期休業期間中は半日程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。
  - ・校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底すること。

## 4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

### (1) 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成

- 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について検討。
- 校長は、部活動の設置や統廃合に当たり、校内でガイドラインを作成するなどして、生徒や保護者の理解の下、長期的な見通しをもって実施。
- 校長は、合同チーム等の編成については、関係する校長と協議の上、教育課程との関連を勘案して、双方の移動に係る時間を含め、生徒と部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮した上で、実施の可否を判断。

(2) 地域との連携等

- 校長は、地域の人々の協力、社会教育施設の活用、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力の下、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化活動の環境整備を推進。

**5 学校単位で参加する大会等の見直し**

- 校長は、学校の部活動が参加する大会、試合、コンクール等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査。

**6 部活動の充実に向けて**

(1) 部活動指導の充実を図る取組

校長は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう努める。

(2) 女子の指導に当たっての留意点

女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題の予防対策に関する正しい知識を得た上で行う。

(3) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

校長は、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となること、体罰や生徒の人間性や人格の尊厳を損ねるような発言・行為は許されないことを指導・徹底。

(4) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

校長は、部活動顧問に対し、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することを指導・徹底。

(5) 家庭や地域との連携を図る取組

校長は、保護者に部活動を公開する場を設けるなどして、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

(6) 障がいのある生徒の部活動の充実

校長は、部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。